

相模原市市民農園の利用条件及び禁止行為

相模原市で開設している市民農園は、4種類ありますが、近隣住民や利用者間でのトラブルを防止するため、利用条件や禁止行為について定めていますので、お申込みされる場合は、事前に確認していただき、同意の上お申込みください。

利用条件

- 利用期間は、農園の種類ごとに定められた期間とします。ただし、相模原市と土地所有者の土地使用貸借契約が解除された場合は短縮することがあります。
- 割り当てられた区画内を耕作し、常に良好な状態に管理してください。
- 利用者は、この農園の管理・運営等に要する経費にあてるための管理料を相模原市市民農園運営協議会に納入するものとします。(※コミュニティ農園利用者は、利用者で組織する管理運営委員会に納入)

禁止行為

以下の項目は、最近寄せられる意見の中で、特に件数が多いものです。

○指定された区画を自分で利用せず、他人に利用させること。

⇒ 利用者が指定された区画を利用できなくなった場合には、速やかに利用をキャンセルしてください。また、他人へのまた貸し、他人名義での申込みも厳禁です。

○指定された区画の適切な管理を怠ること。

⇒ 特に春から夏にかけては、雑草が伸び、手入れをしないと他の区画の利用者の迷惑となりますので、適切な管理をしてください。

○自動車で来園すること。また、自転車の路上駐輪をすること。

⇒ 路上駐車や近隣店舗等への無断駐車は、周辺の住民等の迷惑となり、事故の原因ともなりかねません。また、自転車で来園する場合も路上駐輪はせず、農園内に駐輪してください。申込みの際には、農園の所在地を確認していただき、徒歩や自転車で来園できる農園をお選びください。
(※コミュニティ農園は専用駐車場がありますので、必ず専用駐車場を利用してください。)

○野外焼却すること。

⇒ 野外焼却は法律で禁止されています。火災の原因ともなりかねませんので、農作業で出たごみや雑草は必ずご自身で処理してください。また、農園近くのごみ置場にも捨てないでください。

その他にも下記の禁止行為があります。

- 建物又は工作物を設置すること
- 営利を目的として作物を栽培すること
- 法令により栽培が禁止されている作物の栽培をすること
- 樹木及び果樹等を栽培すること
- 近隣の土地又は承認された区画以外への立ち入り等により、近隣の農業者や他の利用者などに迷惑を及ぼすこと
- 農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をすること
- 周囲の区画や畑に飛散させるような農薬散布をすること

なお、利用条件や禁止行為に違反があった場合は、利用承認を取り消すことがあります。